

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長部局）【平成30年10月末現在】

別紙2

監査テーマ:委託事業にかかる財務事務の執行について

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	4	52	南郷事務所	コミュニティバス運行委託料	利用者数の減少に伴い運行収入が減少し、委託料は年々増加しているため、このままの傾向が続くと、路線の短縮・減少や廃止の危機が訪れることが懸念される。自家用車で移動が困難な住民にとって重要な足を今後も確保していくために南郷地域を訪れる観光客にも利用してもらえるような工夫を検討する余地がある。	平成30年度から、コミュニティバス事業のPRポスターを作成し地域内80箇所に貼付したほか、各自治会29箇所にチラシの回覧を依頼し、事業の周知と利用促進を図った。	措置済
結果	15	76	八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	警備業務仕様書における提出書類について、常駐警備だけでなく機械警備についての記載をするよう見直し、提出書類が警備業務全体を網羅するよう改める必要がある。	平成30年度から、警備業務全体を網羅するよう機械警備について仕様書に明記した。	措置済
結果	16	76	八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	一般管理費の金額については国の基準に合わせるよう検討しているが、予算上の制約により、一般的な法定福利費の事業主負担割合を下回る水準となっている。この点に関し、個々の委託契約において委託先事業者で適切な労働条件が確保されるよう契約書上に明示的に定める必要がある。	平成29年度から、仕様書に労働関係法令等の遵守事項について記載した。また、平成30年度から、一般管理費の割合の適正化を図るとともに、上記同様の労働条件の確保について条項を契約書に明記した。	措置済
意見	19	82	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	人件費単価についてハローワークで類似業務の実態を調査する等、妥当性を確認した上で設計に反映させる必要がある。	平成30年度から、ハローワークで類似業務を調査し、これに基づき修正した人件費単価を設計額に反映させて、入札を実施した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	23	83	八戸ポータルミュージアム	清掃業務等委託料	一般管理費の金額が労務費の4.74%と法定福利費の事業主負担割合として一般的な約14%を大きく下回る水準であり、この点に関し、個々の委託契約において委託先事業者で適切な労働条件が確保されるよう契約書上に明示的に定める必要がある。	平成29年度から、仕様書に労働関係法令等の遵守事項について明記した。 また、平成30年度から、一般管理費の割合の適正化を図るとともに、契約書に上記同様の労働条件の確保について条項を明記した。	措置済
結果	25	90	行政管理課	庁舎清掃業務委託料	これまで指名業者の追加や変更がなされていないため、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。	平成29年度に、八戸市競争入札参加資格名簿の登録業者で、過去の業務実績から、当該施設での業務を確実に履行できる業者を調査、選定し、平成30年度から、指名業者の入替えを実施した。	措置済
結果	27	92	行政管理課	庁舎清掃業務委託料	契約書に労働関係法令の遵守に関する定め(労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法等)は置かれていないため、次期以降の契約締結に際しては、これを明示することが必要である。	平成29年度から、仕様書に労働関係法令等の遵守事項について明記した。 また、平成30年度から、上記同様の労働条件の確保について条項を契約書に明記した。	措置済
結果	29	95	行政管理課	電話交換業務委託料	電話取次件数の妥当性を把握できない状況にあるため、取次件数の報告を求め、仕様書及び委託料の積算に反映させることが必要である。	平成29年度から、取次件数を把握できるよう業務日誌の様式を修正した。 また、平成30年度から、委託料積算及び仕様書に反映した。	措置済
結果	30	96	行政管理課	電話交換業務委託料	従事者が研修に参加する場合は、事前にその旨、理由、当日の対応方法等について記載した書面を提出させ、市が承認する必要がある。	平成30年度から、研修に係る書面を事前に提出するよう仕様書に明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	31	97	行政管理課	電話交換業務委託料	これまで指名業者の追加や変更がなされていないため、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。	平成29年度に、八戸市競争入札参加資格名簿の登録業者で、過去の業務実績から、当該施設での業務を確実に履行できる業者を調査、選定し、平成30年度から、指名業者の入替えを実施した。	措置済
結果	32	97	行政管理課	電話交換業務委託料	契約書に労働関係法令の遵守に関する定め(労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法等)は置かれていないため、次期以降の契約締結に際しては、これを明示することが必要である。	平成29年度から、労働関係法令等の遵守事項について仕様書に明記した。 また、平成30年度から、上記同様の労働条件の確保について条項を契約書に明記した。	措置済
結果	33	99	行政管理課	警備業務委託料	これまで指名業者の追加や変更がなされていないため、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を担保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。	平成29年度に、八戸市競争入札参加資格名簿の登録業者で、過去の業務実績から、当該施設での業務を確実に履行できる業者を調査、選定し、平成30年度から、指名業者の入替えを実施した。	措置済
結果	34	99	行政管理課	警備業務委託料	契約書に労働関係法令の遵守に関する定め(労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法及び最低賃金法等)は置かれていないため、次期以降の契約締結に際しては、これを明示することが必要である。	平成29年度から、労働関係法令等の遵守事項について仕様書に明記した。 また、平成30年度から、上記同様の労働条件の確保について条項を契約書に追加した。	措置済
意見	22	100	行政管理課	警備業務委託料	庁内警備勤務日誌の特記事項及び勤務事項の欄に何を記載するかを明確にした上で、委託先業者に記載するよう指導することが望ましい。	平成30年度から、警報発報時の警備員対応や巡回時の異常等を記載するよう仕様書に明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	23	102	情報システム課	オペレータ業務委託料	委託仕様書において、派遣労働者に求める要件が非常に簡素な形で定められているが、委託先事業者との紛議防止や将来的な委託先事業者の変更の可能性に対応するため、派遣労働者に求める要求水準を明確化し、具体的に定めることが望ましい。	平成30年度から、他都市の事例を参考に再度精査し、汎用電子計算機システムの監視・操作、電子計算機システムを使用したプログラムの作成・保守及び修正、情報処理システムの維持管理及び運用業務などについて、実務経験等の要求水準を明確化し、具体的に仕様書に明記した。	措置済
意見	24	102	情報システム課	オペレータ業務委託料	平成27年9月の労働者派遣法改正により、派遣期間に制限が設けられており、その期間制限対象職員への対応検討が必要である。	平成30年度から、派遣職員を期間制限対象外職員に限定する旨を仕様書に明記した。	措置済
意見	25	105	情報システム課	庁内LAN等管理業務委託料	委託仕様書において、派遣労働者に求める要件が非常に簡素な形で定められているが、委託先事業者との紛議防止や将来的な委託先事業者の変更の可能性に対応するため、派遣労働者に求める要求水準を明確化し、具体的に定めることが望ましい。	平成30年度から、他都市の事例を参考に再度精査し、ネットワーク、サーバーOS、クライアントOS、プログラム言語、セキュリティについて、知識や設定経験の要求水準を明確化し、具体的に仕様書に明記した。	措置済
意見	27	107	情報システム課 (行政管理課)	データエントリー業務委託料	現在は、データエントリー作業のみに限定された委託業務であるが、それ以外にも市民課受付業務、証明書作成・照合作業等を業務委託の対象とすることについて、中期的な課題として検討を促すことが望ましい。	市民課窓口業務の委託化は、窓口サービスの質の向上や職員が企画業務等に集中できるなどの効果が見込める一方で、職員のノウハウ低下や偽装請負への対応など、解決すべき課題が多いことから、引き続き中期的な課題として検討する。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	28	110	情報システム課	電算処理委託料	委託仕様書において、派遣労働者に求める要件が非常に簡素な形で定められているが、委託先事業者との紛議防止や将来的な委託先事業者の変更の可能性に対応するため、派遣労働者に求める要求水準を明確化し、具体的に定めることが望ましい。	平成30年度から、他都市の事例を参考に再度精査し、電子計算機システムを使用したプログラムの作成・保守及び修正、汎用電子計算機システムやオープン系システムの運用管理業務などについて、実務経験等の要求水準を明確化し、具体的に仕様書に明記した。	措置済
意見	29	110	情報システム課	電算処理委託料	平成27年9月の労働者派遣法改正により、派遣期間に制限が設けられており、その期間制限対象職員への対応検討が必要である。	平成30年度から、派遣職員を期間制限対象外職員に限定する旨を仕様書に明記した。	措置済
意見	30	112	住民税課	税総合システム開発委託料	今後のシステム関連委託事業では、PDCAサイクルを機能させ、積算額の妥当性を事後的に検証する必要がある。また第三者に開発監理業務を委託し、契約金額の妥当性チェックと品質管理を行わせることを検討すべきである。	平成30年度に、受託業者の作業状況に基づき、積算金額の妥当性について事後的検証を行い、適切な委託費であることを確認した。 また、第三者への開発監理業務委託については、税務及び情報プログラムの双方についての高度な専門知識と十分な実績経験が必須であるため、各々の業務に従事する職員で対応しながら、外部事業者への委託も検討していく。	措置済
意見	47	151	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	職員の配置数の考え方において、要綱の文言から市の解釈を読み取ることは困難であり、十分に委託先事業者にも周知されていない可能性があることから、市要綱における配置基準の解釈を、委託事業者にも正確に伝えるとともに報告のあり方も見直す必要がある。	平成29年度から、職員の配置基準の考え方を示した上で実施計画書を提出させ、職員の状況が適切であることを確認した。 また、平成30年度から、職員の配置基準の解釈について実施計画書の記載要領に規定した。	措置済
意見	50	153	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	説明責任を果たすうえで、市は分析・評価の必要があり、各施設が必要に応じて実施している利用者アンケートについて、定期的な実施を促すとともに、アンケートを実施した場合には、その実績報告書に記載することを要請しておく必要がある。	平成30年度から、定期的な利用者アンケートの実施と集計結果の実績報告書への記載を仕様書に明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	51	153	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	事業年度終了後に提出する収支報告書について予算額と決算額が同額となっている施設があったことから、市は委託先に決算額は実際に要した額を明示するよう要請する必要がある。また他の施設においても計上方法が異なっている可能性があることから作成方法についての考え方を示し、統一させておくことが望ましい。	平成29年度から、歳入歳出決算書において、実際に要した額を明示する等、適正な決算額の記載とするよう統一した作成方法を周知した。 また、平成30年度から、報告内容を確認するため、実績報告書様式の経費記入欄に記載方法を明記した。	措置済
意見	52	153	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	大部分の委託事業者に赤字がでていることから、職員の配置数やイベントごとの参加人数や利用者の声などを調査分析し、業務内容や委託料のあり方等を検討していく必要がある。	当委託事業の業務内容と委託料の積算内訳の不整合を是正するため、平成30年度から、適切な開設日数に基づく積算を行なうことにより、委託料を見直した。	措置済
結果	38	157	子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	②利用料については、各クラブにおいて大きく幅があり、市の委託事業として実施するのであれば、暖房費等を実費相当とすべきである。そのため、利用料金の性格を定義した上で、委託費を精算する際の取扱い等と併せて、委託契約書等へ明定する必要がある。 ③実施要綱で対象児童は小学校就学児童とされているが、一部のクラブにおいて、募集要項等に学年を制限する旨の記載がされている。この場合、債務不履行に相当する可能性があるため、実態把握及び高学年児童の募集及び登録時の対応方法をあらかじめ定める必要がある。 ④市が要求する仕様書等に準拠して実施されるべきところが、個々のクラブごと差異があり、補助金に近い運用実態となっている。今後も委託事業として実施するのであれば、実態を把握し、個々の業務水準の統一化を図るほか、合理的な理由がある場合は仕様書等に明記する必要がある。	②利用料等については、地域の実情に合わせて設定する必要があることから、平成30年度から市に利用料の金額を届け出るものとし、その内容について指示・助言できるように実施要綱に明記した。 ③平成29年度から、募集要項等に学年を制限する旨の記載がされているクラブについては、新年度事務説明会で修正するよう指示し、是正した。 ④全クラブの運用実態を把握するため、現地確認を平成29年度に実施した。また、統一すべき業務水準については実施要綱に明記し、実態の把握についても実施要綱に実地検査の実施を設けて、運営状況等の確認を出来るようにした。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	40	159	子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	登録児童数については把握されているものの、登録希望者数及び登録できなかった超過希望者数の把握がされていないため、潜在的な超過希望者が一定数存在することも想定される。そのため、各クラブの登録希望者数及び超過希望者数の把握が必要である。	平成29年度に、平成28、29年度の入会に対する受入れ状況（登録希望者数及び超過希望者数）の調査を実施した。 また、平成30年度から、登録希望者数及び超過希望者数について、毎年厚生労働省及び全国学童保育連絡協議会の実態調査の際に調査することとし、受入れ困難な事例が生じた場合の報告を実施要綱に明記した。	措置済
結果	41	159	子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	委託料は当該委託期間に費消されるものであり、剰余が生じた場合には、変更契約による委託料の減額若しくは精算による戻入が原則であるが、これまで精算等が実施されておらず、剰余金が計上されたままとなっている。会計実地検査でも同様の指摘を受けているが、正式な指示を待つだけでなく、新たな剰余金が生じないような枠組みを検討することが必要である。	平成28年度から、委託料と利用料を区別し、利用料についてはその用途や内訳を整理するよう、留意事項として各クラブに通知している。 また、平成30年度から、委託料について消費されなかった経費は精算する仕組みを契約書に明記した。	措置済
意見	59	171	障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	収支決算書においては実績やコストを正確に報告させる必要があるため、少なくとも次の4点に留意する必要がある。 ① 委託料の対象経費明確化 ② 収支決算書の作成方法統一 ③ 支援内容や方法など業務実績の報告統一 ④ 市のモニタリング方法見直し	①平成29年度から、委託料の対象経費を契約書に規定した。 ②平成28年度収支決算書作成前に、実際に支出した費用を決算額に記載するよう各事業所に依頼するとともに、平成29年度から、収支決算書の様式を改訂した。 ③実績報告書の記載内容の統一を図るため、平成30年度から、実績報告書の様式を契約書に規定した。 ④平成29年度から、契約書に必要に応じて検査を行う旨を規定するとともに、仕様書に事業実施状況報告書を毎月提出させる旨を規定した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	46	179	健康づくり推進課(出納室)	乳児一般健康診査委託料	支出命令書上の検査年月日を「財務会計事務マニュアル」どおり「相手方の給付が完了した年月日」で処理しているが、請求書に記載された健診件数と受診票を照合することが実質的な検査行為となっており、この「実質的な検査行為」を実施・完了した日を「検査日」として記入するよう、事務処理手続を改める必要がある。また、出納室に対し「財務会計事務マニュアル」の改訂を求めるべきである。	平成30年度から、請求書に記載された健診件数と受診票を照合することにより履行を確認した日を検査日とするよう手続きを改めた。 出納室の「財務会計事務マニュアル」については、平成29年4月1日から、検査年月日を「相手方の給付が完了した年月日又は相手方からの報告書等を確認した年月日」で処理するよう改定済み。	措置済
結果	47	182	健康づくり推進課(出納室)	妊婦健康診査委託料	支出命令書上の検査年月日を「財務会計事務マニュアル」どおり「相手方の給付が完了した年月日」で処理しているが、請求書に記載された健診件数と受診票を照合することが実質的な検査行為となっており、この「実質的な検査行為」を実施・完了した日を「検査日」として記入するよう、事務処理手続を改める必要がある。また、出納室に対し「財務会計事務マニュアル」の改訂を求めるべきである。	平成30年度から、請求書に記載された健診件数と受診票を照合することにより履行を確認した日を検査日とするよう手続きを改めた。 出納室の「財務会計事務マニュアル」については、平成29年4月1日から、検査年月日を「相手方の給付が完了した年月日又は相手方からの報告書等を確認した年月日」で処理するよう改定済み。	措置済
意見	66	205	清掃事務所	一般廃棄物収集運搬委託料	可燃ごみ及び不燃系資源物収集運搬業務委託について、南郷地域は、パッカー車1台に2名の乗務であるのに対し、南郷を除く10コースは、パッカー車1台に3名の乗務となっている。 南郷を除く10コースの運搬量について、可燃ごみでは「その6」「その7」のコース、また、不燃性資源物では「その7」「その9」のコースがそれぞれ南郷地域と同程度か下回っている。 収集量自体が減少傾向にある中、コースごとの状況も異なることから、毎年度、3名乗務の必要性を定期的に見直すことが必要なものとする。	南郷地域の場合は、ごみ集積所が少なく集積所間の間隔が長い為、運転手も運転席から降りて収集作業をしており、2人での作業が可能である。 一方、南郷地域以外では、南郷地域より収集量が少ないコースはあるものの、集積所間の間隔や集積所の数の関係から、運転手が運転に専念しなければならないため、作業員の疲労度、安全面を勘案し、当面は3人乗車を維持することとし、今後、必要に応じて適宜見直しを図っていく。	現状維持

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	53	209	清掃事務所	最終処分場管理業務委託料	委託受注事業者が当該業務の入札において競争相手であった入札参加者に清掃業務を再委託したことは、「相互供給」と呼ばれるものであり、合理的な理由の無い再委託を市が承認したことは不適切である。	平成30年度から、入札参加者に再委託できないように仕様書の記載内容を変更した。	措置済
意見	69	215	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (排水路浚渫業務・廃棄物処分業務)	排水路浚渫業務と廃棄物処分業務を年2回に分けて発注しているが、契約事務の効率性や、同種業務にかかわらず単価差が生じることから、年1回の発注となるよう契約を統合する必要がある。	年2回に分けて発注していることで、排水路浚渫や廃棄物処分が新たに必要となった場合に、速やかに対応することができ、良好な環境を保持することができることから、今後も年2回発注の現状を維持する。	現状維持
結果	59	217	契約検査課 (道路建設課)	設計等委託料	自治令第167条第3号を根拠法令として指名競争入札としているが、当該委託契約は、橋梁の詳細設計業務であり、一般競争入札に付することが不利とは認められないため、一般競争入札により実施するべきである。	平成30年4月に八戸市条件付き一般競争入札要領を改正し、平成30年6月から設計金額1千万円以上の建設関連業務委託について、原則、一般競争入札により実施することとした。	措置済
意見	70	218	契約検査課 (道路建設課)	設計等委託料	指名業者数を10者とした理由が明らかではない。また、当該契約以外の委託契約における指名業者数は契約案件により様々であるため、指名競争入札の適正かつ公平な執行を図る趣旨から、指名基準(業者数)を明確化し、公開すべきである。	平成30年4月に八戸市請負工事等指名業者選定基準を改正し、指名基準(業者数)を明記するとともに、市ホームページ等で公開した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	71	218	契約検査課 (道路建設課)	設計等委託料	当該委託契約は、指名審議会の審議対象であり、10者指名しているが、当審議会の議事録等は作成されておらず、指名業者の選定過程は不明である。恣意的な業者選定ではないことを対外的に明らかにするためにも、選定理由を含む、業者選定過程について議事録等を作成し、明確化すべきである。	平成29年4月から指名審議会の議事概要を作成している。 また、平成30年4月に八戸市請負工事等指名業者選定基準を改正し、指名基準の明確化を図るとともに、建設工事と同様に設計金額250万円超の建設関連業務委託についても指名理由や契約調書を公表することとした。	措置済
結果	60	220	契約検査課 (道路建設課)	測量等委託料	自治令第167条第3号を根拠法令として指名競争入札としているが、当該委託契約は、物件調査業務であり、一般競争入札に付することが不利とは認められないため、一般競争入札により実施すべきである。	平成30年4月に八戸市条件付き一般競争入札要領を改正し、平成30年6月から設計金額1千万円以上の建設関連業務委託について、原則、一般競争入札により実施することとした。	措置済
結果	62	222	契約検査課 (道路維持課)	舗装構造調査等業務委託料	自治令第167条第3号を根拠法令として指名競争入札としているが、当該委託契約は、舗装構造調査等であり、一般競争入札に付することが不利とは認められないため、一般競争入札により実施すべきである。	平成30年4月に八戸市条件付き一般競争入札要領を改正し、平成30年6月から設計金額1千万円以上の建設関連業務委託について、原則、一般競争入札により実施することとした。	措置済
意見	72	223	道路維持課	舗装構造調査等業務委託料	市が管理する道路の舗装の老朽化に対し、予算の範囲内で修繕しているが対応が追い付かない状況にあり、また、「八戸市道路緊急修繕方針」を策定しているものの、個別具体的な計画には落とし込めていない。 橋梁については「八戸市橋梁長寿命化修繕計画」が策定されており、市民の安心・安全な生活の確保や予防保全による長寿命化、維持更新コストの大幅削減に向けて取り組みを進めているところである。 道路においても、橋梁と同様に長寿命化計画を策定する必要があり、道路の長寿命化修繕計画の策定に向けて、まずは道路舗装構造調査や路面性状調査により、基礎データの収集を早急に進める必要がある。	平成25・26年度に路面性状調査を実施した路線(1・2級及びその他の幹線道路)を対象に長寿命化計画(舗装の個別施設計画)を平成30年3月に策定した。 なお、その他の市道については、基礎データの収集(舗装構造調査、路面性状調査)には相当の調査年数を必要とすることから、基礎データの収集状況をみながら、計画の見直しにあわせて順次取り込むこととする。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	65	227	道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	本委託事業は、自治令第167条の2第1項第2号を根拠とした特命随意契約(一者随意契約)によって行われているが、その性質又は目的が競争入札に適しないといえないため、競争入札により委託業者を選定する必要がある。	平成30年度から、市内を3地区に分け、地区ごとに競争入札を実施した。	措置済
結果	66	227	道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	本委託事業においては、組合以外にも実施可能な業者が存在し、財務規則第131条の3のただし規定にある特別な理由があるとはいえないため、財務規則の規定に従い、原則どおり、2人以上から見積書を徴収する必要がある。	平成30年度から、指名競争入札を実施した。	措置済
意見	74	231	道路維持課	街路樹等維持委託料	本委託事業は、「街路樹剪定管理作業委託料」の業務内容と実質的に同じであり区分して発注する必要性はないので、統合が可能なものは、業務を統合する必要がある。	平成30年度から、支障木伐採作業委託等の計20件の契約を街路樹等維持委託料に一本化し、地区ごとに競争入札を実施した。	措置済
意見	75	231	道路維持課	街路樹等維持委託料	専門性が求められないということから特定随意契約により委託している「歩行者専用道路寄植等剪定委託」と「街路樹柵管理作業委託」は、業務を統合する必要がある。	平成30年度から、2つの契約を統合した。	措置済